

第 8 条 (共通遊漁の承認に関する事項)

この漁場区域において、秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁しようとする者は第2条、第7条の規定にかかわらず、次の遊漁料を納付しなければならない。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
溪流魚 (やまめ、いわな)	手釣・竿釣	15,000 円

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所。
3. 第 1 項の共通遊漁証は秋田県内水面漁業協同組合連合会が別に定めるものとする。
4. 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。
5. 第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第 7 条に規定する遊漁料を徴収する。

第 9 条 (遊漁承認証に関する事項)

組合は第 2 条第 1 項及び第 8 条の承認をしたときは遊漁承認証（以下、日釣の場合は「日釣遊漁証」年間釣の場合は「年間遊漁証」共通釣の場合は「共通遊漁証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

第 10 条 (遊漁に際し守るべき事項)

遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。

第 11 条 (漁場監視員)

漁場監視員はこの規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は身分証明証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第 12 条 (違反者に対する措置)

組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2. この規則に定めるものの外、この規則の実施に関し必要な事項は理事会で定める規定によるものとする。

第13条 (外来魚の再放流の禁止)

採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス及びブルーギル）は再放流（リリース）してはならない。

附 則

この規則は平成26年1月1日より実施する。

附 則

この規則は平成28年1月1日より実施する。

附 記

平成28年3月20日 一部変更 平成29年1月25日 認可

附 則

この規則は平成29年2月6日より施行する。

秋田県内溪流魚共通遊漁承認証

==== 遊漁に際しての留意事項 =====

- 1.この承認証で行える漁法は、「手釣り」「竿釣り」のみです。
- 2.この承認証は本人のみ有効です。他人への貸与が認められた場合には、以降、本人も含め当該承認証を無効とします。
- 3.遊漁をする場合は、承認証を収容した腕章を着けて下さい。これに違反すると、別途遊漁料を徴収される場合があります。
- 4.承認証に写真の貼っていないものは、無効となります。
- 5.承認証を紛失した場合、申し出により再発行します。但し、発行料として半額の7,500円をご負担いただきます。
- 6.遊漁に際しては以下の事項に留意して下さい。
 - ① 各河川漁協の遊漁規則を遵守してください。
 - ② 漁場監視員の指示に従って下さい。
 - ③ 漁場監視員の要求があったときは、承認証を提示して下さい。
 - ④ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為はしないで下さい。
 - ⑤ 漁場を破損したり、川底を攪拌しないで下さい。
 - ⑥ 外来魚(ブラックバス、コクチバス、ブルーギル)を採捕した場合は、再放流しないで下さい
 - ⑦ 悪質な違反を確認した場合は、以後の遊漁を断ることがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しは致しません。

なお、次の点にもご留意下さい。

- 1.今年度も秋田県内溪流魚共通遊漁承認証の発行事業には秋田県の全ての河川漁協が参加しています(秋田県内水面漁業調整規則並びに各河川の漁業協同組合の遊漁規

則において禁止区域とされている区域では遊漁は出来ません。)

2.秋田県内の多くの漁協でイワナ、ヤマメの遊漁期間が4/1～9/20に変更になります。それに伴って、この承認証の有効期間も4/1～9/20になりましたのでご注意ください。

※一部漁協では、解禁日が異なる場合がございますので詳しくは各漁協へのお問合せください

3.ただし、変更していない漁協も一部あり、変更しない漁協の管理する河川で3月31日以前に釣りをする場合には、別途当該漁協の遊漁券を購入する必要があります。なお、不明な場合は、秋田県内水面漁連、各河川漁協に確認してください。

4.サクラマスはこの承認証の対象ではありませんので、サクラマスを釣る場合は、別途サクラマスの遊漁券を購入し、当該遊漁規則に従ってお楽しみください。